

内 行

平成30年11月20日

各所属長 様

行政管理課長

住民異動関連手続実態調査の実施について（通知）

現在、住民異動及びそれに伴う手続を所管する関係課において、市民目線に立った、より利便性の高い窓口サービスを効果的かつ効率的に提供するため、各手続のワンストップ化の検討をしています。

検討の一環として、住民異動の際に市民が訪れる窓口の数、手続の組み合わせ、所要時間等に関する現状データを定量的に把握し、今後の詳細検討や実施後の効果検証における基礎資料となるよう、下記のとおり住民異動関連手続実態調査（以下「調査」という。）を実施します。

ついでには、調査の対象窓口はもとより、対象とならない窓口におかれても、調査の趣旨を十分理解の上、調査にご協力くださいますよう、お願いいたします。

（行革推進室）

記

1 調査の対象窓口

市民課（住民係）、子育て支援課（児童手当窓口）、介護保険課、国民健康保険課、ごみ減量課（ごみ減量係）及び学校教育課の6窓口

2 調査期間

平成30年11月21日（水）から同年12月18日（火）まで

3 調査要領 別紙のとおり

(1) 市民課（住民係）での異動手続を起点として、市民の方に所定の調査票を各窓口を持参してもらう方式とする。

(2) 用件のある6窓口の受付職員が受付開始時刻、終了時刻及び手続の種類を調査票に書き込む。

(3) 用件のある6窓口のうち、最後の手続となった窓口において調査票を回収する。

(4) 調査票（A5サイズ 若草色）

4 その他

6窓口以外の窓口において調査票の提出を受けたときは、6窓口のうち未記入の窓口（手続未済の窓口）にて提出してもらうよう、案内してください。

行革推進室 横山（3532）